資料：申告書記載に係る補足事項

○各所得の算出方法

①営業所得、②農業所得、③不動産所得

営業、農業又は不動産から生ずる収入からその収入を得るために要した必要経費を差し引いた額

④利子所得・⑤配当所得（省略）

⑥給与所得

次の表により給与収入（A）から給与所得控除額（B）を差し引いた額

給与収入（A）	給与所得控除額（B）
162万5千円以下	65万円
162万5千円を超え180万円以下	（A）×40%
180万円を超え360万円以下	（A）×30%＋18万円
360万円を超え660万円以下	（A）×20%＋54万円
660万円を超え1,000万円以下	（A）×10%＋120万円
1,000万円を超える	（A）×5%＋170万円

⑧総合譲渡所得・一時所得（省略）

⑦雑所得

・公的年金の場合

年齢	公的年金等の収入（A）	公的年金等の雑所得
65歳未満	130万円未満	（A）－70万円
	130万円以上410万円未満	（A）×75%－37万5千円
	410以上以上770万円未満	（A）×85%－78万5千円
	770万円以上	（A）×95%－155万5千円
65歳以上	330万円未満	（A）－120万円
	330万円以上410万円未満	（A）×75%－37万5千円
	410以上以上770万円未満	（A）×85%－78万5千円
	770万円以上	（A）×95%－155万5千円

・その他の場合

個人年金や謝礼金などの収入からその収入を得るために要した必要経費を差し引いた額

○所得控除の詳細

⑩雑損控除

災害、盗難又は横領などによって、本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族の生活用の資産に損害が生じた場合や損害に関連してやむを得ない支出をした場合に受けられる控除です。控除額は、次の①又は②のいずれか多いほうの金額です。

①差引損失額（損害金額－保険などで補填される金額）－（総所得金額等の合計額×10%）

②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

（必要書類）災害に関連した支出の領収書、損失額の明細書など

⑪医療費控除

本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合に受けられる控除です。

控除額は次のように求めますが、控除限度額は200万円です。

支払った医療費－保険などで補てんされる金額－（10万円と「総所得金額等の合計額の5%」とのいずれか少ないほうの金額）

（必要書類）支払った医療費の領収書、保険などで補てんされた金額が分かるもの、医療費控除の明細書

⑫社会保険料控除

本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき国民年金、健康保険の保険料（国保税など）や介護保険料などを支払った場合は、その全額が控除されます。（必要書類）領収書

⑬小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合は、その全額が控除されます。（必要書類）領収書

⑭生命保険料控除

本人又は配偶者その他の親族を保険受取人とする生命保険契約や個人年金保険契約の保険料を支払った場合に受けられる控除です。控除額は次の表により求めます。

一般の生命保険料支払額	控除額（A）
1万5千円まで	支払額全額
1万5千円を超え4万円まで	支払額×0.5＋7,500円
4万円を超え7万円まで	支払額×0.25＋17,500円
7万円を超える	35,000円

個人年金保険料支払額	控除額（B）
1万5千円まで	支払額全額
1万5千円を超え4万円まで	支払額×0.5＋7,500円
4万円を超え7万円まで	支払額×0.25＋17,500円
7万円を超える	35,000円

生命保険料控除額は、（A）と（B）の合計額となり、最高7万円です。（必要書類）控除額証明書

⑮損害保険料控除

本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋又は生活用資産の火災保険契約、身体の障害についての傷害保険契約などの保険料を支払った場合に受けられる控除です。控除額は次の表により求めます。

長期保険料支払額	控除額（A）
5千円まで	支払額全額
5千円を超え1万5千円まで	支払額×0.5＋2,500円
1万5千円を超える	1万円

短期保険料支払額	控除額（B）
千円まで	支払額全額
千円を超え3千円まで	支払額×0.5＋500円
3千円を超える	2千円

※長期保険契約とは、保険（共済）期間が10年以上で満期返戻金があるものをいいます。

損害保険料控除額は、（A）と（B）の合計額となりますが、1万円が控除限度額です。（必要書類）控除額証明書

⑯寄附金控除

市・県、日本赤十字社などに寄附をした方は、寄附金の額と「総所得金額等の合計額の25%」とのいずれか少ない方の金額から10万円を差し引いた額が控除されます。（必要書類）領収書又は証明書

⑰寡婦控除

次の①又は②に該当する方は、26万円の控除が受けられます。

①夫と死別又は離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子（他者の扶養親族である場合を除く。）のある方

②夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下の方

ただし、①に該当する方のうち、扶養親族である子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の方の控除額は30万円です。

⑰’寡夫控除

合計所得金額が500万円以下の方のうち、妻と死別又は離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子のある方は、26万円の控除が受けられます。

⑱勤労学生控除

一定範囲内の学校の学生・生徒などのうち、合計所得金額が65万円以下で本人の勤労によらない所得が10万円以下の方は、26万円の控除が受けられます。（必要書類）在学証明書

⑲障害者控除

本人又は控除対象配偶者その他の扶養親族が障害をお持ちである場合に受けられる控除です。控除額は障害をお持ちの方1人につき26万円です。ただし、身体上の障害の程度が1級又は2級、重度の知的障害などの場合（特別障害）は1人につき30万円です。

⑳配偶者控除・㉒扶養控除

本人と生計を一にする配偶者その他の扶養親族のうち、合計所得金額が38万円以下で事業専従者でない方を控除対象とすることができます。控除額は次の表の該当区分によります。

配偶者・扶養控除対象者の区分		控除額	
		同居特障	左記以外
配偶者	老人（70歳以上）	61万円	38万円
	上記以外	56万円	33万円
扶養親族	同居老親等（70歳以上＋本人又は配偶者の直系尊属＋同居）	68万円	45万円
	老人（同居老親等以外の70歳以上）	61万円	38万円
	特定（16歳以上23歳未満）	68万円	45万円
	上記以外	56万円	33万円

㉑配偶者特別控除

本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超え、76万円未満の場合に該当します。控除額は次の表の該当区分によります。

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円未満	非該当
38万円を超え45万円未満	33万円
45万円を超え50万円未満	31万円
50万円を超え55万円未満	26万円
55万円を超え60万円未満	21万円
60万円を超え65万円未満	16万円
65万円を超え70万円未満	11万円
70万円を超え75万円未満	6万円
75万円を超え76万円未満	3万円
76万円を超える	非該当

→ 配偶者控除の適用が可能。

㉓基礎控除

すべての方が33万円の控除を受けられます。